

岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、外国人介護人材の確保及び育成を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者（県内に事業所を有するものに限る。以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（補助金の交付決定額の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - (5) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
 - (6) 前号の規定による報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の取下げは、規則第5条の規定による補助金の交付の決定の日から起算して10日以内に別記4号様式により行うものとする。

(実績報告)

第7条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第8条 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付の時期等)

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率	5 補助金の額
介護職種の技能実習生又は介護分野における特定技能外国人（いずれも補助事業者の事業所において就労する者に限る。以下同じ。）に対し、日本語学習の支援を行う事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び教材費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金及び受講料に限る。）並びに備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）（いずれも技能実習生及び特定技能外国人の雇用が発生した日の属する月から12月を超えない期間における経費に限る。）	技能実習生又は特定技能外国人1人当たり 150,000円 ※1事業所当たり300,000円を上限とする。	1／2	総事業費から寄附金その他の収入額を差し引いた額、補助対象経費の実支出額及び基準額を比較して最も少ない額

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙 1）
- 3 技能実習生・特定技能外国人受入調書（交付申請用）（別紙 2）
- 4 事業実施計画書（別紙 3）
- 5 支出予定額内訳書（別紙 4）
- 6 添付書類
 - （1）技能実習計画認定通知書又は雇用契約書の写し
 - （2）その他知事が必要と認める書類

(別紙1)

年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金所要額調書

法人名	
-----	--

(単位：円)

総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	補助対象経費 の支出予定額 (D)	基準額 (E)	県補助基本額 (F)	県補助所要額 (G)
						(×1/2の額)

本件に係る 事務担当者		担当者連絡先 電話番号		担当者連絡先 メールアドレス	
----------------	--	----------------	--	-------------------	--

- 注 1 (A) 欄には、当該事業を行うために要する総事業費を記入してください。
- 2 (B) 欄には、当該事業に係る収入額を記入してください。
- 3 (D) 欄には、(A) 欄の事業費のうち、補助対象経費の支出予定額を記入してください。
- 4 (E) 欄には、「(別紙2) 技能実習生・特定技能外国人受入調書(交付申請用)」の「1 事業所当たりの上限に基づく補助基準額合計」の金額を記入してください。
- 5 (F) 欄には、(C) 欄、(D) 欄及び(E) 欄を比較して最も少ない額を記入してください。
- 6 (G) 欄には、(F) 欄の額に1/2を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)を記入してください。

(別紙2)

技能実習生・特定技能外国人受入調書（交付申請用）

法人名： _____

No.	氏名	国籍	受入事業所名	申請年度の受入事業所就労（予定）期間	申請年度の受入 事業所での事業 （予定）月数	1人当たりの補助基準額（円） (15万円×事業(予定)月数÷12)
1				年 月 日～ 年 月 日		
2				年 月 日～ 年 月 日		
3				年 月 日～ 年 月 日		
4				年 月 日～ 年 月 日		
5				年 月 日～ 年 月 日		
6				年 月 日～ 年 月 日		
7				年 月 日～ 年 月 日		
8				年 月 日～ 年 月 日		
9				年 月 日～ 年 月 日		
10				年 月 日～ 年 月 日		
1人当たりの補助基準額合計						

1事業所当たりの上限に基づく補助基準額合計（A）	
--------------------------	--

※（A）欄には、基準額の上限（1事業所当たり300,000円）に基づいて算出した補助基準額の合計額を記入してください。

(別紙3)

事業実施計画書

法人名：

No.	
技能実習生又は 特定技能外国人の氏名	
国籍	
受入事業所名	
雇用開始年月日	年 月 日
申請年度の受入事業所 就労（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申請時の日本語能力 試験等のレベル	
日本語学習の方法 （具体的に）	

注 外国人介護人材ごとに作成してください。

(別紙4)

支 出 予 定 額 内 訳 書

法人名：

経 費 区 分	金 額	積 算 内 訳
報償費	円	
旅費		
需用費		
（消耗品費）		
（印刷製本費）		
（教材費）		
役務費		
（通信運搬費）		
（手数料）		
（保険料）		
使用料及び賃借料		
委託料		
補助金		
備品購入費		
合 計		

注 経費区分ごとに金額及び積算内訳を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金事業に係る経費配分（内容）変更承認
申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金について、下記のとおり事業の経費の配分（内容）を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

既交付決定額	金	円
変更額	金	円

注 別記第1号様式に準じた資料を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた 年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金について、下記の理由により、事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金に係る交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた 年度岐阜県外国人介護人材
日本語学習支援事業費補助金に係る交付申請を下記の理由により取り下げます。

記

（理由）

注 「記」以下は、取下げの理由を具体的かつ詳細に記載すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金に係る事業実績について、下記により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 所要額精算書（別紙1）
- 3 技能実習生・特定技能外国人受入調書（実績報告用）（別紙2）
- 4 事業実績報告書（別紙3）
- 5 支出済額内訳書（別紙4）
- 6 添付資料
・その他参考となる資料

(別紙1)

年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金所要額精算書

法人名	
-----	--

(単位：円)

総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	補助対象経費 の支出済額 (D)	基準額 (E)	県補助基本額 (F)	県補助所要額 (G)	交付決定 通知額 (H)	交付決定額 (I)
						(F)×1/2の額		
本件に係る 事務担当者			担当者連絡先 電話番号			担当者連絡先 メールアドレス		

- 注1 (A) 欄には、当該事業を行うために要した総事業費を記入してください。
- 2 (B) 欄には、当該事業に係る収入額を記入してください。
- 3 (D) 欄には、(A) 欄の事業費のうち、補助対象経費の支出済額を記入してください。
- 4 (E) 欄には、「(別紙2) 技能実習生・特定技能外国人受入調書(実績報告用)」の「1 事業所当たりの上限に基づく補助基準額合計」の金額を記入してください。
- 5 (F) 欄には、(C) 欄、(D) 欄及び(E) 欄を比較して最も少ない額を記入してください。
- 6 (G) 欄には、(F) 欄の額に1/2を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)を記入してください。
- 7 (H) 欄には、県が通知した交付決定額(変更交付申請を行っている場合は、変更交付決定額)を記入してください。
- 8 (I) 欄には、(G) 欄及び(H) 欄を比較していずれか少ない額を記入してください。

(別紙2)

技能実習生・特定技能外国人受入調書（実績報告用）

法人名：

No.	氏名	国籍	受入事業所名	申請年度の受入事業所就労（予定）期間	申請年度の受入事業所での事業（予定）月数	1人当たりの補助基準額（円） (15万円×事業(予定)月数÷12)
1				年 月 日～ 年 月 日		
2				年 月 日～ 年 月 日		
3				年 月 日～ 年 月 日		
4				年 月 日～ 年 月 日		
5				年 月 日～ 年 月 日		
6				年 月 日～ 年 月 日		
7				年 月 日～ 年 月 日		
8				年 月 日～ 年 月 日		
9				年 月 日～ 年 月 日		
10				年 月 日～ 年 月 日		
1人当たりの補助基準額合計						

1事業所当たりの上限に基づく補助基準額合計（A）	
--------------------------	--

※（A）欄には、基準額の上限（1事業所当たり300,000円）に基づいて算出した補助基準額の合計額を記入してください。

(別紙3)

事業実績報告書

法人名： _____

No.	
技能実習生又は 特定技能外国人の氏名	
国籍	
受入事業所名	
雇用開始年月日	年 月 日
申請年度の受入事業所 就労期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実績報告時の日本語 能力試験等のレベル	
日本語学習の方法 (具体的に)	

注 外国人介護人材ごとに作成してください。

(別紙4)

支 出 済 額 内 訳 書

法人名： _____

経 費 区 分	金 額	積 算 内 訳
	円	
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費)		
(印刷製本費)		
(教材費)		
役務費 (通信運搬費)		
(手数料)		
(保険料)		
使用料及び賃借料		
委託料		
補助金		
備品購入費		
合 計		

注 経費区分ごとに金額及び積算内訳を記入してください。

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

年度岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた 年度岐阜県外国人
介護人材日本語学習支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求しま
す。

記

- 1 補助金請求額 円
- 2 振込先金融機関及び本（支）店名
- 3 預金種別
- 4 口座番号
- 5 口座名義

発行責任者氏名		担当者氏名	
担当者電話番号			